

## 函館市デジタル変革推進協議会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市デジタル変革推進ビジョン(以下「ビジョン」という。)の推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、「函館市デジタル変革推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンの策定、推進および改訂に関する事項
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 協議会委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 協議会にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長および副委員長)

第5条 協議会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、協議会の座長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部地域デジタル課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。